

福岡県図書館協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、福岡県図書館協会と称し、福岡県公共図書館等協議会（福岡県立図書館内）に事務局を置く。

(構成)

第2条 本会は、福岡県公共図書館等協議会、福岡県学校図書館協議会、福岡県・佐賀県大学図書館協議会（福岡県地区）及び専門図書館九州地区協議会（福岡県地区）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、県内の公共図書館、公民館図書室、学校図書館、大学図書館及び専門図書館が、館種を超えた幅広い連携と協力を推進し、県内図書館活動の振興を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 各協議会に関する情報交換
- 二 各協議会の相互協力の推進
- 三 その他必要な事業

(会議)

第5条 本会の会議は、理事会とする。

- 2 理事会は、各協議会から選出された理事をもって構成する。
- 3 理事は、各協議会から、会長又は会長に相当する職にある者を含め2名を選出する。
- 4 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- 5 理事会は、第4条に関する事項を協議する。

(会長及び副会長)

第6条 本会に、会長及び副会長をおく。

- 2 会長及び副会長は各1名とし、理事の互選により選出する。
- 3 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第7条 理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第8条 本会事業の実施に必要な経費については、理事会で協議する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日（設立年度にあっては、本会則の施行時とする。）に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 本会の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附則 この会則は、平成17年3月11日から実施する。